

3技第129号

平成3年12月26日

各 部 室 長
研 修 所 長
試 驗 所 長
各 支 社 長
各 開 発 局 長
各 建 設 部 長 殿
愛知用水総合事業部長
豊川用水総合事業部長
各 建 設 所 長
各 調 査 所 長
各 総 合 管 理 所 長
各 管 理 所 長

技術管理室長

再生資源の利用の促進に関する法律の施行について

標記について、別添写しのとおり建設省建設経済局長より通知があったので通知する。

また、「再生資源利用促進法関連法令集」を添付するので、参考にされたい。

なお、工事の施行にあたっての運用等については、おって通知する。

(別添)

建設省経建発第224号
平成3年10月25日

建設業者団体の長あて

建設省建設経済局長

再生資源の利用の促進に関する法律の施行について

平成3年4月26日付けで公布された再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）は、関係政省令及び主務大臣による告示とともに、本年10月25日から施行されたところである。

本法の目的は資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって、国民生活の健全な発展に寄与しようとするものである。また、建設工事において再生資源の利用を促進することは円滑な建設工事の実施にとって欠くべからざるものである。

については、本法の趣旨を十分理解されるとともに、下記事項に留意の上、貴団体傘下の建設業者に対し、本法の周知徹底を図りその遵守について適正な指導に努められたい。

記

1. 再生資源の利用

再生資源の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第2項の規定に基づき、土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊について、建設業が特定業種として定められたので再生資源の利用の促進に関する基本方針（平成3年環境庁、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商

産業省、運輸省、建設省告示第1号。以下「基本方針」という。) 及び建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項(平成3年建設省令第19号。以下「利用に関する判断の基準」という。)に基づき建設工事における再生資源の利用を図ること。

特に、再生資源の利用に当たっては、工作物に要求される機能を確保し利用に関する判断の基準において定められた用途に利用すること等により積極的な利用を図ること。

2. 指定副産物に係る再生資源の利用の促進

法第2条第5項の規定に基づく指定副産物として、建設業について土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊及び木材が定められたので、基本方針及び建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項(平成3年建設省令第20号。以下「利用の促進に関する判断の基準」という。)に基づき指定副産物に係る再生資源の利用の促進を図ること。

特に、指定副産物に係る再生資源の利用の促進に当たっては、利用の促進に関する判断の基準において定めた再資源化施設の活用を図ること等により、積極的な再生資源の利用の促進を図ること。

3. 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の作成等

発注者から直接建設工事を請け負った建設工事事業者は、利用に関する判断の基準及び利用の促進に関する判断の基準に基づいて一定規模以上の工事について、あらかじめ再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成し、建設工事完成後、その実績を記録するとともに一定期間保存すること。

4. 管理体制の整備

建設工事事業者は、建設工事現場において責任者を置く等、管理体制の整備を図ること。

(資料)

再生資源利用促進法関連法令集

平成3年11月

建設省 建設経済局

目 次

I. 関連法令の概要

1. 再生資源の利用の促進に関する法律の概要について	1～3
2. 再生資源の利用の促進に関する法律の施行期日を定める法令及び 再生資源の利用の促進に関する法律施行令の概要について	4～6
3. 基本方針の概要について	7～8
4. 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の 基準となるべき事項を定める省令の概要について	9～10
5. 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に 関する判断の基準となるべき事項を定める省令の概要について	11～16

II. 関連法令（本文）

1. 再生資源の利用の促進に関する法律	17～26
2. 再生資源の利用の促進に関する法律施行令	27～33
3. 再生資源の利用の促進に関する基本方針	34～39
4. 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の 基準となるべき事項を定める省令（法十条関係）	40～44
5. 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に 関する判断の基準となるべき事項を定める省令（法十八条関係）	45～47

I. 関連法令の概要

1. 再生資源の利用の促進に関する法律の概要について

1. 目的

再生資源の発生量が増加し、利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図り、かつ、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講ずる。

2. 基本方針

主務大臣（事業所管大臣等）が再生資源の利用の促進に関する基本方針を策定し、公表する。

3. 関係者の責務

- (1) 事業者（建設業者）及び建設工事の発注者は、再生資源を利用するよう、また、副産物が再生資源として利用されることを促進するよう努める。
- (2) 消費者は、再生資源の利用を促進するよう、また、国・地方公共団体・事業者が行う措置へ協力するよう努める。
- (3) その他国の財政・金融・税制上の措置、科学技術の振興、教育・広報等についての努力義務等、地方公共団体の国の施策に準ずる努力義務を定める。

4. 再生資源の原材料としての利用の促進のための措置（特定業種）

特定の業種について再生資源の利用を促進するため、主務大臣は、事業者の判断の基準となる事項を公表する。これに基づき、指導・助言し、更に一定規模以上の事業者に対し必要に応じて勧告等を行う。

（特定業種：建設業　　再生資源の例：コンクリート塊→路盤材料等）

5. 製品に関する措置（第一種指定製品）

（建設業は対象とならない。）

6. 表示に関する措置（第二種指定製品）

（建設業は対象とならない。）

7. 副産物の再資源化及び利用のための措置（指定副産物）

指定副産物に係る再生資源の利用を促進するため、主務大臣は、事業者の判断の基準となる事項を公表する。これに基づき指導・助言し、一定規模以上の事業者に対し必要に応じて勧告等を行う。

（指定副産物の例：コンクリート塊等）

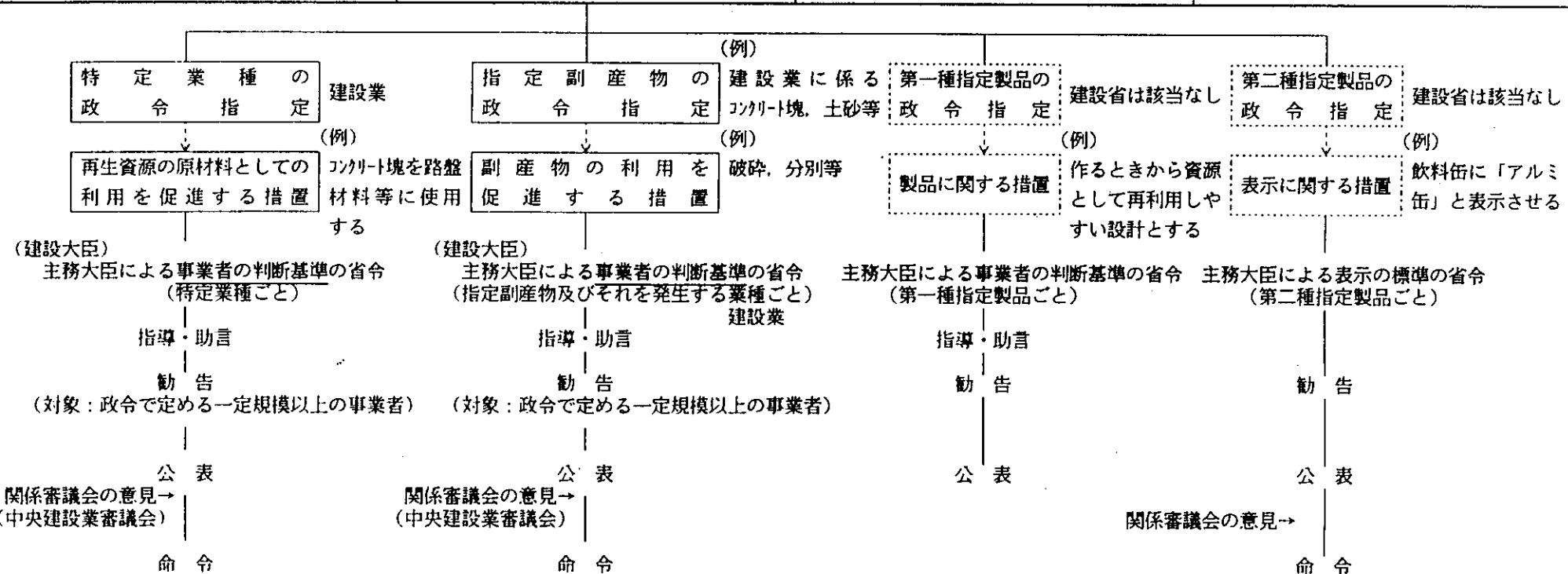
8. 主務大臣

建設大臣は、通商産業大臣等とともに当該法令を所掌する。

再生資源の利用の促進に関する法律の概要（建設省関係）

基本方針	
<p>「再生資源」とは： 建設現場等で発生する副産物（コンクリート塊、発生土等）のうち有用な資源として利用できるものなど</p>	<p>建設大臣（主務大臣は事業所管大臣等）は、再生資源の利用の総合的推進を図るための方針を策定・公表</p>
	<p>事業所管大臣等： 建設大臣、通産大臣、農林水産大臣 大蔵大臣、厚生大臣、運輸大臣、環境庁長官</p>

関係者の業務			
建設工事の発注者	建設業者（事業者）	消費者	国・地方公共団体
<ul style="list-style-type: none"> ・再生資源の利用 ・副産物の再生資源としての利用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資源の利用 ・副産物の再生資源としての利用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資源の利用 ・国・地方公共団体の施策及び事業者の実施する措置への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融上、税制上等の措置 ・科学技術の振興 ・国民の理解を深める努力 等



2. 再生資源の利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令及び再生資源の利用の促進に関する法律施行令の概要について

I. 再生資源の利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令

再生資源の利用の促進に関する法律の施行期日を平成3年10月25日とする。

II. 再生資源の利用の促進に関する法律施行令

1. 特定業種に関する事項について（再生資源の資材としての利用を促進する措置）

建設業については、土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊を再生資源として定める。（政令第1条・別表第1）

また、年間の建設工事の施工金額（つまり完成工事高）が50億円以上の建設業者を勧告・公表・命令の対象とする。（政令第5条・別表第1）

なお、上記の建設業者に対して命令を行う際には、中央建設業審議会の意見を聴くものとする。（政令第6条・別表第1）

（建設業について、建設大臣は、建設業者の判断の基準となるべき事項を策定し、これに基づいて建設業者に対して必要に応じて指導・助言を行うことができ、さらに、一定規模以上の建設業者に対し勧告、勧告に従わない場合には公表、その上、審議会の意見を聴いて命令を行うことができると法律上規定されている。）

2. 指定副産物について（建設工事に伴い発生する副産物の利用を促進する措置）

建設業については、土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊及び木材を指定副産物として定める。（政令第4条・別表第4）

また、年間の建設工事の施工金額（つまり完成工事高）が50億円以上の建設業者を勧告・公表・命令の対象とする。（政令第9条・別表第4）

なお、上記の建設業者に対して命令を行う際には、中央建設業審議会の意見を聴くものとする。（政令第10条・別表第4）

（建設副産物について、建設大臣は、建設業者の判断の基準となるべき事項を策定し、これに基づき建設業者に対して指導・助言を行うことができ、さらに、一定規模以上

の建設業者に対し勧告、勧告に従わない場合には公表、その上、審議会の意見を聴いて命令を行うことができると法律上規定されている。)

3. その他

(1) 報告及び立入検査

特定事業者又は第三種指定事業者に対して報告させることができる事項及び立入り検査できる事項を定めるものとする。（政令第11条・第14条）

(2) 主務大臣・主務省令

指定副産物である土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊又は木材に係る業種、つまり、建設業については、建設大臣を主務大臣とするものとする。（政令第15条第2項第2号・別表第4）

また、主務省令については、当該主務大臣の発する命令とするものとする。（政令第15条第3項）

なお、政令は、法律の施行の日（平成3年10月25日）から施行するものとする。

（附則第1条）

(参考) 再生資源の利用の促進に関する法律施行令について

対象業種・製品・副産物	主務大臣	判断の基準・表示の標準の内容
【特定業種】原材料使用でのリサイクル率を高める業種		
紙製造業（古紙） ガラス容器製造業（ガラス）	通産大臣 “	<ul style="list-style-type: none"> 古紙等の利用の促進 再資源化設備の導入 再資源化のための技術の向上 利用計画の策定
【第一種指定製品】リサイクルが容易となる構造・材質等の工夫をすべき製品		
自動車 ユニット形エココンディショナ テレビ受像機 電気冷蔵庫 電気洗濯機	製造：通産大臣 修理：運輸大臣 製造：通産大臣 “ “ “	<ul style="list-style-type: none"> 処理の容易化・再資源化に配慮した構造設計・組立方法等の事前対策
【第二種指定製品】リサイクルに役立つ分別回収のための表示を行うべき製品		
缶であって、飲料が充てんされたもの 缶であって、酒類が充てんされたもの	製造：通産大臣 農水大臣 輸入：農水大臣 製造：通産大臣 大蔵大臣 輸入：大蔵大臣	<ul style="list-style-type: none"> 分別のための材質表示（アルミ、スチール） 表示文字、図柄、大きさ、表示箇所等
【指定副産物】工場等から発生する副産物のリサイクル		
鉄鋼スラグ（高炉による製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業） 石炭灰（電気業） 土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊、木材（建設業）	通産大臣 通産大臣 建設大臣	<ul style="list-style-type: none"> 規格化の推進 用途拡大及び品質向上のための技術の向上 利用促進計画の策定

3. 基本方針の概要について

I. 策定及び公表の方法

7省庁の主務大臣が共同で基本方針を定め、告示

II. 基本方針のうち、建設工事に係る内容の概要

1. 当事者ごとの目標

(1) 事業者

- ① 工作物に要求される機能を確保し、再生資源の利用に努めること。
- ② 副産物の分別・破碎等を行うこと、再資源化施設の活用を図ることにより、再生資源の利用の促進に努めること。
- ③ 副産物の発生の抑制に資する施工方法又は資材の選定に努めること。
- ④ 再生資源の利用の促進を図る際には、請負契約の内容を踏まえ、計画的かつ効率的に行うこと。
- ⑤ 再生資源の利用の促進に資するための技術開発及び必要な社内体制を整備すること。

(2) 発注者

- ① 再生資源を資材として指定すること。
- ② 副産物を再資源化施設に搬入するよう条件を付すこと等により、再生資源の利用の促進に努めること。
- ③ 設計において副産物の発生の抑制を図るよう努めること。
- ④ 事業者に行わせる事項については、設計図書に明示すること。

(3) 国

- ① 再生資源の利用の促進のための施策を総合的かつ計画的に実施すること。
- ② 必要な資金の確保、建設工事の施工等に係る基準の整備及び技術開発に努めること。
- ③ 再生資源の利用の促進の意義に関する知識の普及を図ること。
- ④ 必要な調査統計の整備及び国民に対する情報の提供に努めること。

(4) 地方公共団体

地域の実情に即し、国の施策に準じて、積極的に再生資源の利用を促進するよう努めること。

2. 再生資源の種類ごとの利用の目標

(1) 建設発生土

- ① 宅地造成用、道路の盛土用等の材料として利用するよう努めること。
- ② 利用に関する情報を収集又は提供することにより、建設工事での利用の促進に努めること。

(2) コンクリート塊

- ① 再生骨材等を路盤材料、裏込材、埋め戻し材料等として利用するよう努めること。
- ② 利用を促進するため、工事現場における分別、破碎、再資源化施設の活用に努めること。

(3) アスファルト・コンクリート塊

- ① 再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物を舗装用材料として利用するよう努めること。
- ② 利用を促進するため、工事現場における分別、破碎、再資源化施設の活用に努めること。

(4) 建設発生木材

- ① 利用を促進するため、工事現場における分別、切断、再資源化施設の活用に努めること。

4. 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の概要について

1. 趣旨

「建設発生土」「コンクリート塊」「アスファルト・コンクリート塊」について、建設工事事業者の工事現場での利用に関する判断の基準を一括して制定。

2. 用語の定義

「再生骨材等」「再生加熱アスファルト混合物」「再生資源利用計画」の意義を定める。

3. 再生資源の利用の原則

再生資源を建設資材として用いた施工を行うことにより、その利用を行うこと。
その際の留意事項として請負契約の内容、技術水準、建設工事の施工場所の状況、再資源化施設の立地状況等を定める。

4. 建設発生土の利用

建設発生土の区分に応じ、宅地造成用材料、道路盛土材料、河川築堤材料、工作物の埋戻し材料、水面埋立て用材料など主として利用すべき用途を定める。（別表の表1）
留意事項として、適切な施工の実施、建設発生土の発生又は利用に関する情報の収集又は提供等を定める。

5. コンクリート塊の利用

再生骨材等の区分に応じ、舗装用路盤材料、構造物の裏込材など主として利用すべき用途を定める。（別表の表2）

6. アスファルト・コンクリート塊の利用

再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物の区分に応じ、舗装用路盤材料、構造物の裏込材、舗装材料など主として利用すべき用途を定める。（別表の表3、表4）

7. 再生資源の発生した工事現場での利用

再生資源の工事現場内利用に努めること。

その際、施工方法の選択、資材置場の確保及び施工機械の選定に配慮すること。

8. 再生資源利用計画の作成等

元請業者は、一定規模以上の工事において、再生資源利用計画の作成及び実施状況の記録を一定期間保存すること。

9. 管理体制の整備

工事現場において責任者を置く等管理体制の整備を行うこと。

表1 (建設発生土関係)

第一種建設発生土（砂、礫及びこれらに準ずるもの）	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材
第二種建設発生土（砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの）	道路盛土材料 宅地造成用材料
第三種建設発生土（通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの）	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第四種建設発生土（粘性土及びこれに準ずるもの（第三種建設発生土を除く。））	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 水面埋立て用材料

表2 (コンクリート塊関係)

再生クラッシャーラン	道路舗装及びその他舗装の下層 路盤材料
再生コンクリート砂	土木構造物の裏込材及び基礎材 建築物の基礎材
再生粒度調整碎石	工作物の埋め戻し材料及び基礎 材
再生セメント安定処理路盤材料	その他舗装の上層路盤材料 道路舗装及びその他舗装の路盤
再生石灰安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤 材料
備考	一 この表において「その他舗装」とは、駐車場の舗装及び建築物等の敷地内の舗装をいう。 二 道路舗装を利用する場合においては、再生骨材等の強度、耐久性等の品質を特に確認のうえ利用するものとする。

表3 (アスファルト・コンクリート塊関係)

再生クラッシャーラン	道路舗装及びその他舗装の下層路盤材料
再生粒度調整碎石	土木構造物の裏込材及び基礎材建築物の基礎材
再生セメント安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材料
再生石灰安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材料

備考

- 一 この表において「その他舗装」とは、駐車場の舗装及び建築物等の敷地内の舗装をいう。
- 二 道路舗装を利用する場合においては、再生骨材等の強度、耐久性等の品質を特に確認のうえ利用するものとする。

表4 (アスファルト・コンクリート塊関係)

再生加熱アスファルト安定処理混合物	道路舗装及びその他舗装の上層路盤材料
アスファルト混合物	道路舗装及びその他舗装の基層用材料及び表層用材料

備考

- 一 この表において「その他舗装」とは、駐車場の舗装及び建築物等の敷地内の舗装をいう。
- 二 道路舗装を利用する場合においては、再生骨材等の強度、耐久性等の品質を特に確認のうえ利用するものとする。

5. 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の概要について

1. 趣旨

「建設発生土」「コンクリート塊」「アスファルト・コンクリート塊」「建設発生木材」について、建設工事事業者の利用の促進に関する判断の基準を一括して制定。

2. 用語の定義

「再資源化施設」「再生資源利用促進計画」の意義を定める。

3. 指定副産物に係る再生資源の利用の促進の原則

再資源化施設の活用を図ること等により、建設工事等での指定副産物に係る再生資源の利用を促進すること。

その際の留意事項として請負契約の内容、技術水準、再資源化施設の立地状況、生活環境の保全等を定める。

4. 建設発生土の利用の促進

工事現場から搬出する場合、建設発生土の利用又は搬出に関する情報の収集又は提供を行うことにより、他の建設工事での利用を促進すること。

このため、建設発生土の性質の区分に努めるとともに、必要に応じて保管場所の確保に努めること。

5. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材の利用の促進

再資源化施設の受入条件等を勘案し、分別並びに破碎又は切断を行った上で、再資源化施設に搬出すること。

6. 再生資源利用促進計画の作成等

元請業者は、一定規模以上の工事において、再生資源利用促進計画の作成及び実施状況の記録を一定期間保存すること。

7. 管理体制の整備

工事現場において責任者を置く等管理体制の整備を行うこと。

(参考-1) 判断基準の内容について

1. 特定業種

業種	再生資源の種類	判断基準の内容
紙製造業	・古紙	①紙製造業全体の古紙利用率を平成6年度までに55%とすることを目標 ②事業者は、目標達成のため、古紙利用計画を作成し、計画の実施状況を記録 ③設備の整備、技術の向上等
ガラス容器製造業	・カレット	①ガラス容器製造業全体のカレット利用率を平成7年度までに55%とすることを目標 ②事業者は、目標達成のため、カレット利用計画を作成し、計画の実施状況を記録 ③設備の整備、技術の向上等
建設業	・建設発生土 ・コンクリート塊 ・アスファルト・コンクリート塊	再生資源の種類毎の利用用途を示すとともに、工事ごとに再生資源利用計画を作成する等

2. 第一種指定製品

第一種指定製品	第一種指定事業者	判断基準の内容
自動車	製造の事業を行う者	①部品材料の工夫、構造の工夫、分別に係る工夫等を実施。 ②事業者は、自動車の設計に際し、①の点について事前評価を実施し、記録。 ③再生資源の利用促進に資する情報提供、技術の向上等
	修理の事業を行う者	再利用可能な交換部品の使用、使用済部品の分別等
・電気洗濯機 ・電気冷蔵庫 ・エコオーディオ ・テレビジョン受像機	製造の事業を行う者	①部品材料の工夫、構造の工夫、分別に係る工夫等を実施。 ②事業者は、電気洗濯機等の設計に際し、①の点について事前評価を実施し、記録。 ③再生資源の利用促進に資する情報提供、技術の向上等

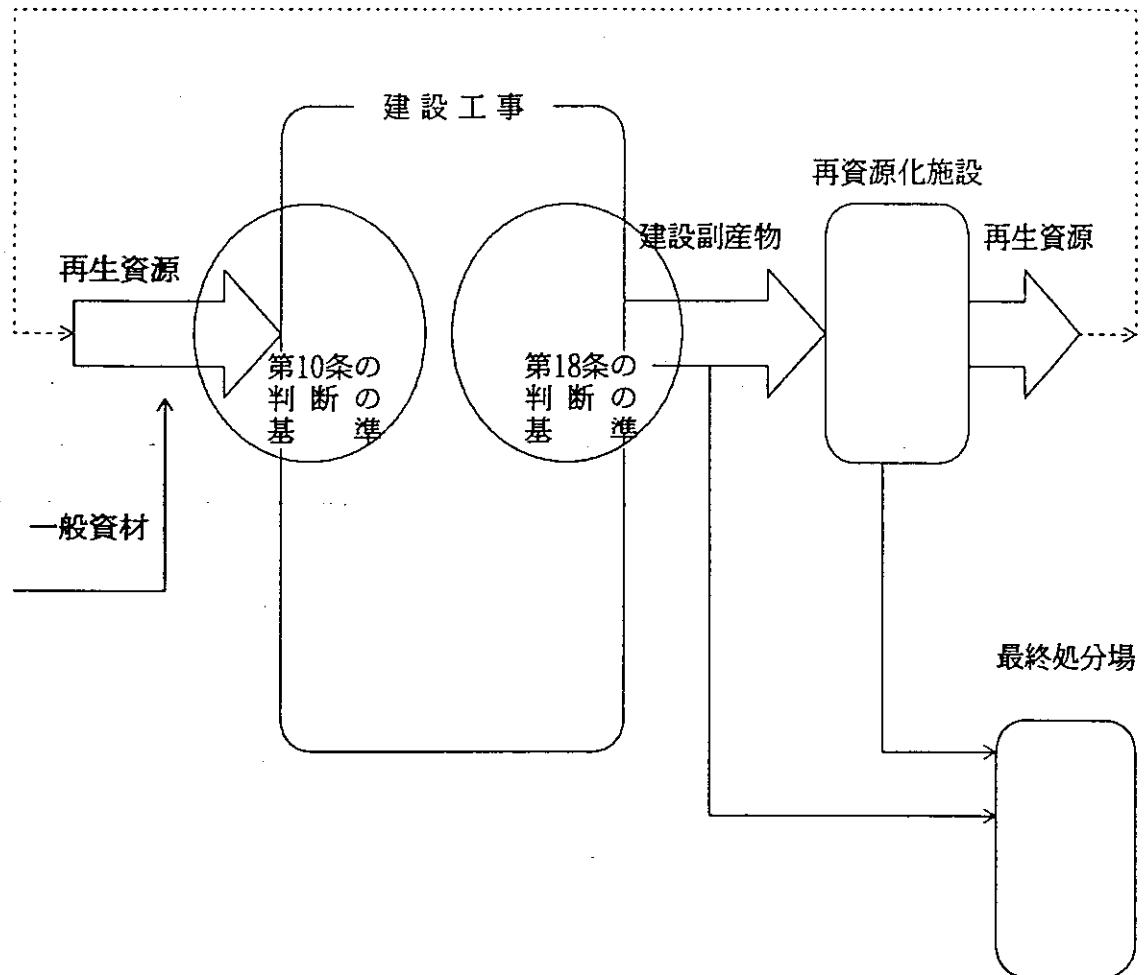
3. 第二種指定製品

第二種指定製品	第二種指定事業者	表示標準の内容
缶であって、飲料が充てんされたもの	缶を製造する事業者	①表示事項（アルミ・スチールの別） ②遵守事項（様式、見やすい箇所に表示等）
	缶に飲料を充てんする事業者、飲料が充てんされた缶の輸入事業者	
鋼製又はアルミニウム製の缶であって、酒類が充てんされたもの	缶を製造する事業者	①表示事項（アルミ・スチールの別） ②遵守事項（様式、見やすい箇所に表示等）
	缶に酒類を充てんする事業者、酒類が充てんされた缶の輸入事業者	

4. 指定副産物

副産物の種類	業種	判断基準の内容
スラグ	高炉による製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業	①用途に応じ、規格又は仕様に従って加工 ②鉄鋼スラグ利用促進計画を作成、計画の実施状況を記録。 ③加工装置の導入、用途拡大、技術開発等
石炭灰	電気業	①用途に応じ、規格又は仕様に従って加工 ②石炭灰利用促進計画を作成、計画の実施状況を記録。 ③設備の整備、技術の向上等
・建設発生土 ・コンクリート塊 ・アスファルト・コンクリート塊 ・建設発生木材	建設業	指定副産物の種類毎の利用の促進に関する事項を示すとともに、工事ごとに再生資源利用促進計画を作成する等

(参考-2) 建設副産物と再生資源の利用



(例) アスファルト舗装の場合

再生資源：アスファルト・コンクリート塊
(再生加熱アスファルト混合物)

一般資材：加熱アスファルト混合物

建設副産物：アスファルト・コンクリート塊

再資源化施設：アスファルト再生プラント

II. 関連法令（本文）

1. 再生資源の利用の促進に関する法律

（平成三年法律第四十八号）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 基本方針等（第三条－第九条）
- 第三章 特定業種（第十条－第十二条）
- 第四章 第一種指定製品（第十三条－第十五条）
- 第五章 第二種指定製品（第十六条・第十七条）
- 第六章 指定副産物（第十八条－第二十条）
- 第七章 雜則（第二十一条－第二十五条）
- 第八章 罰則（第二十六条－第二十八条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、再生資源の発生量が増加し、その相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「再生資源」とは、一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給若しくは土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）に伴い副次的に得られた物品（以下「副産物」という。）のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「特定業種」とは、再生資源を利用することが技術的及び経済的に可能であり、かつ、これを利用することが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める再生資源の種類ごとに政令で定める業種をいう。：

3 この法律において「第一種指定製品」とは、それが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

4 この法律において「第二種指定製品」とは、それが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部又は一部を再生資源として利用することを目的として分別回収（類似の物品と分別して回収することをいう。以下同じ。）をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

5 この法律において「指定副産物」とは、副産物であって、その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める業種ごとに政令で定めるものをいう。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 主務大臣は、再生資源の利用を総合的かつ計画的に推進するため、再生資源の利用の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表するものとする。

- 2 基本方針は、再生資源の種類ごとにこれを利用し、又は利用すべき者の利用の目標、環境の保全に資するものとしての再生資源の利用の促進の意義に関する知識の普及に係る事項その他再生資源の利用の促進に関する事項について、再生資源の利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとする。
- 3 主務大臣は、前項の事情の変動のため必要があるときは、基本方針を改定するものとする。
- 4 第一項及び第二項の規定は、前項の規定による基本方針の改定に準用する。

(事業者等の責務)

第四条 工場若しくは事業場（建設工事に係るものも含む。以下同じ。）において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者（以下「事業者」という。）又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して再生資源を利用するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。

(消費者の協力)

第五条 消費者は、再生資源の利用を促進するよう努めるとともに、国、地方公共団体及び事業者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力するものとする。

(資金の確保等)

第六条 国は、再生資源の利用を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は物品の調達に当たっては、再生資源の利用を促進するように必要な考慮を払うものとする。

(科学技術の振興)

第七条 国は、再生資源の利用の促進に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の理解を深める等のための措置)

第八条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、再生資源の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、国の施策に準じて再生資源の利用を促進するよう努めなければならない。

第三章 特定業種

(特定事業者の判断の基準となるべき事項)

第十条 主務大臣は、特定業種に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、工場又は事業場において特定業種に属する事業を行う者（以下「特定事業者」という。）の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該特定業種に係る再生資源の利用の状況、再生資源の利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第十一条 主務大臣は、特定事業者の再生資源の利用の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、再生資源の利用について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第十二条 主務大臣は、特定事業者であって、その製造に係る製品の生産量又はその施工に係る建設工事の施工金額が政令で定める要件に該当するものの当該特定業種に係る再生資源の利用が第十条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該特定業種に係る再生資源の利用に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた特定事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、当該特定業種に係る再生資源の利用を著しく害すると認めるときは、政令で定める審議会の意見を聴いて、当該特定事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 第一種指定製品

(第一種指定事業者の判断の基準となるべき事項)

第十三条 主務大臣は、第一種指定製品に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、第一種指定製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行う者（以下「第一種指定事業者」という。）の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

- 2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該第一種指定製品に係る再生資源の利用の状況、再生資源の利用の促進に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第十四条 主務大臣は、第一種指定製品に係る再生資源の利用を促進するため必要があると認めるときは、第一種指定事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、再生資源の利用の促進について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第十五条 主務大臣は、第一種指定事業者であって、その製造又は販売に係る第一種指定製品の生産量又は販売量が政令で定める要件に該当するものの当該第一種指定製品に係る再生資源の利用の促進が第十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該第一種指定事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該第一種指定製品に係る再生資源の利用の促進に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた第一種指定事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第五章 第二種指定製品

(第二種指定事業者の表示の標準となるべき事項)

第十六条 主務大臣は、第二種指定製品に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、第二種指定製品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定めるものとする。

- 一 材質又は成分その他の分別回収に関し表示すべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して第二種指定製品の製造、加工又は販売の事業を行う者（以下「第二種指定事業者」という。）が遵守すべき事項

(勧告及び命令)

第十七条 主務大臣は、前条の主務省令で定める同条第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同条の主務省令で定める同条第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない第二種指定事業者があるときは、当該第二種指定事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

- 2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた第二種指定事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた第二種指定事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、当該第二種指定製品に係る再生資源の利用

の促進を著しく害すると認めるときは、政令で定める審議会の意見を聴いて、当該第二種指定事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第六章 指定副産物

(第三種指定事業者の判断の基準となるべき事項)

第十八条 主務大臣は、指定副産物に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、工場又は事業場において指定副産物に係る業種に属する事業を行う者（以下「第三種指定事業者」という。）の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 第十三条第二項の規定は、前項に規定する判断の基準となるべき事項に準用する。

(指導及び助言)

第十九条 主務大臣は、指定副産物に係る再生資源の利用を促進するため必要があると認めるときは、第三種指定事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、再生資源の利用の促進について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第二十条 主務大臣は、第三種指定事業者であって、その製造に係る製品の生産量、その供給に係るエネルギーの供給量又はその施工に係る建設工事の施工金額が政令で定める要件に該当するものの当該指定副産物に係る再生資源の利用の促進が第十八条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該第三種指定事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた第三種指定事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた第三種指定事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、当該指定副産物に係る再生資源の利用の促進を著しく害すると認めるときは、政令で定める審議会の意見を聴いて、当該第三種指定事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第七章 雜則

(報告及び立入検査)

第二十一条 主務大臣は、第十二条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、再生資源の利用に関する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 主務大臣は、第十五条及び第十七条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第一種指定事業者又は第二種指定事業者に対し、第一種指定製品又は第二種指定製品に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、第一種指定事業者又は第二種指定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、第一種指定製品又は第二種指定製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 主務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第三種指定事業者に対し、指定副産物に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、第三種指定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、指定副産物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(不服申立ての手続における聴聞)

第二十二条 第十二条第三項、第十七条第三項又は第二十条第三項の規定による命令についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、審査請求人又は異議申立人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行った後にしなければならない。

- 2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
- 3 聽聞に際しては、審査請求人又は異議申立人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(主務大臣等)

第二十三条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 第三条第一項の規定による基本方針の策定及び公表並びに同条第三項の規定による基本方針の改定に関する事項については、通商産業大臣、建設大臣、農林水産大臣、大蔵大臣、厚生大臣、運輸大臣及び環境庁長官
 - 二 第十条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項に規定する当該事項の改定、第十一条に規定する指導及び助言、第十二条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令並びに第二十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事項については、当該特定業種に属する事業を所管する大臣
 - 三 第十三条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項に規定する当該事項の改定、第十四条に規定する指導及び助言、第十五条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、第十六条の規定による表示の標準となるべき事項の策定、第十七条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令並びに第二十一条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事項については、政令で定めるところにより、当該第一種指定製品の製造、加工、修理若しくは販売の事業又は当該第二種指定製品の製造、加工若しくは販売の事業を所管する大臣
 - 四 第十八条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項において準用する第十三条第二項に規定する当該事項の改定、第十九条に規定する指導及び助言、第二十条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令並びに第二十一条第三項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事項については、政令で定めるところにより、当該指定副産物に係る業種に属する事業を所管する大臣
- 2 この法律における主務省令は、前項第二号に定める事項に関しては、同号に定める主務大臣の発する命令とし、同項第三号又は第四号に定める事項に関しては、政令で定めるところにより、それぞれ同項第三号又は第四号に定める主務大臣の発する命令とする。
 - 3 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第二十四条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、厚生大臣に対し、廃棄物の処理に関し、再生資源の利用の促進について必要な協力を求めることができる。

(経過措置)

第二十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第八章 罰則

第二十六条 第十二条第三項、第十七条第三項又は第二十条第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 第二十一条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2. 再生資源の利用の促進に関する法律施行令

(平成三年政令第三百二十七号)

再生資源の利用の促進に関する法律施行令

内閣は、再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第二項から第五項まで、第十二条第一項及び第三項、第十五条第一項、第十七条第三項、第二十条第一項及び第三項、第二十一条第一項から第三項まで並びに第二十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定業種）

第一条 再生資源の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める再生資源の種類ごとに政令で定める業種は、別表第一の第一欄に掲げる再生資源ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりとする。

（第一種指定製品）

第二条 法第二条第三項の政令で定める製品は、別表第二の上欄に掲げるとおりとする。

（第二種指定製品）

第三条 法第二条第四項の政令で定める製品は、別表第三の上欄に掲げるとおりとする。

（指定副産物）

第四条 法第二条第五項の政令で定める業種ごとに政令で定める副産物は、別表第四の第一欄に掲げる業種ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりとする。

（特定事業者に係る生産量又は施工金額の要件）

第五条 法第十二条第一項の政令で定める要件は、別表第一の第二欄に掲げる特定業種ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

(特定事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第六条 法第十二条第三項の政令で定める審議会は、別表第一の第二欄に掲げる特定業種に係る特定事業者ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

(第一種指定事業者に係る生産量の要件)

第七条 法第十五条第一項の政令で定める要件は、別表第二の上欄に掲げる第一種指定製品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(第二種指定事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第八条 法第十七条第三項の政令で定める審議会は、別表第三の上欄に掲げる第二種指定製品に係る同表の中欄に掲げる第二種指定事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(第三種指定事業者に係る生産量、供給量又は施工金額の要件)

第九条 法第二十条第一項の政令で定める要件は、別表第四の第二欄に掲げる指定副産物ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

(第三種指定事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第十条 法第二十条第三項の政令で定める審議会は、別表第四の第二欄に掲げる指定副産物に係る第三種指定事業者ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

(報告及び立入検査)

第十一条 主務大臣は、法第二十一条第一項の規定により、特定事業者に対し、当該特定業種に属する事業につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 製品の製造又は建設工事の施工の業務に関する事項

二 再生資源の利用量、再生資源の利用に関する設備の状況その他再生資源の利用に関する事項

2 主務大臣は、法第二十一条第一項の規定により、その職員に、特定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、再生資源の利用に関する設備及び製品の製造のため

の設備又は建設工事の施工のための設備並びにこれらの関連施設、その利用に係る再生資源並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第十二条 主務大臣は、法第二十一条第二項の規定により、第一種指定事業者に対し、その製造に係る第一種指定製品に係る業務の状況につき、次の事項に関し報告させることができる。

- 一 当該第一種指定製品の種類及び数量その他当該第一種指定製品の製造の業務に関する事項
 - 二 当該第一種指定製品に係る再生資源の利用の促進のための構造の改善その他再生資源の利用の促進に関する事項
- 2 主務大臣は、法第二十一条第二項の規定により、その職員に、第一種指定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造に係る第一種指定製品、当該第一種指定製品の製造のための設備及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第十三条 主務大臣は、法第二十一条第二項の規定により、第二種指定事業者に対し、その製造又は販売に係る第二種指定製品に係る業務の状況につき、次の事項に関し報告させることができる。

- 一 当該第二種指定製品の種類及び数量その他当該第二種指定製品の製造又は販売の業務に関する事項
 - 二 当該第二種指定製品に係る表示事項の表示の状況及び遵守事項の遵守の状況
- 2 主務大臣は、法第二十一条第二項の規定により、その職員に、第二種指定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造又は販売に係る第二種指定製品、当該第二種指定製品の製造のための設備及び当該第二種指定製品に係る表示事項の表示のための設備並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第十四条 主務大臣は、法第二十一条第三項の規定により、第三種指定事業者に対し、当該指定副産物に係る業種に属する事業につき、次の事項に関し報告させることができる。

- 一 製品の製造、エネルギーの供給又は建設工事の施工の業務に関する事項
- 二 当該指定副産物の発生量

三 当該指定副産物に係る再生資源の販売量、再生資源の利用の促進に関する設備の状況

況その他再生資源の利用の促進に関する事項

- 2 主務大臣は、法第二十一条第三項の規定により、その職員に、第三種指定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造、供給又は施工に係る指定副産物、当該指定副産物の発生に係る設備及び当該指定副産物に係る再生資源の利用の促進のための設備並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

(主務大臣)

第十五条 法第二十三条第一項第三号に定める事項についての主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 別表第二の一から五までの項の上欄に掲げる第一種指定製品の製造の事業に係るものについては、通商産業大臣
 - 二 別表第二の一の項の上欄に掲げる第一種指定製品の修理の事業に係るものについては、運輸大臣
 - 三 別表第三の一の項の上欄に掲げる第二種指定製品の製造の事業に係るものについては、農林水産大臣及び通商産業大臣
 - 四 別表第三の一の項の上欄に掲げる第二種指定製品であって、輸入されたものの販売の事業に係るものについては、農林水産大臣
 - 五 別表第三の二の項の上欄に掲げる第二種指定製品の製造の事業に係るものについては、大蔵大臣及び通商産業大臣
 - 六 別表第三の二の項の上欄に掲げる第二種指定製品であって、輸入されたものの販売の事業に係るものについては、大蔵大臣
- 2 法第二十三条第一項第四号に定める事項についての主務大臣は、次のとおりとする。
- 一 別表第四の一及び二の項の第一欄に掲げる業種については、通商産業大臣
 - 二 別表第四の三の項の第一欄に掲げる業種については、建設大臣
- 3 法第二十三条第一項第三号又は第四号に定める事項についての主務省令は、それぞれ前二項に規定する主務大臣の発する命令とする。

附 則
(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成三年十月二十五日）から施行する。

別表第一（第一条、第五条、第六条関係）

一 古紙	紙製造業	年間の紙の生産量が一万トン以上であること。	産業構造
二 カレット	ガラス容器製造業	年間のガラス容器の生産量が二万トン以上であること。	審議会
三 土砂、コンクリートの塊 又はアスファルト・コンクリートの塊	建設業	年間の建設工事の施工金額が五十億円以上であること。	中央建設業審議会

別表第二（第二条、第七条、第十五条関係）

一 自動車（原動機付自転車を含む。）	年間の生産台数が二万五千台以上であること。
二 ユニット形エアコンディショナ（パッケージ用のものを除く。）	年間の生産台数が五万台以上であること。
三 テレビ受像機	年間の生産台数が五万台以上であること。
四 電気冷蔵庫	年間の生産台数が五万台以上であること。
五 電気洗濯機	年間の生産台数が五万台以上であること。

別表第三（第二条、第八条、第十五条関係）

一 鋼製又はアルミニウム 製の缶（内容積が七リッ トル未満のものに限る。 以下単に「缶」という。） であって、飲料（酒類を 除く。以下単に「飲料」 という。）が充てんされ たもの	缶を製造する事業 者	缶に飲料を充てん する事業者及び飲 料が充てんされた 缶であって、自ら 輸入したもの販 売する事業者	缶に飲料を充てん する事業者及び飲 料が充てんされた 缶であって、自ら 輸入したもの販 売する事業者	審議会	産業構造
二 缶であって、酒類が充 てんされたもの	缶を製造する事業 者	缶に酒類を充てん する事業者及び酒 類が充てんされた 缶であって、自ら 輸入したものを販 売する事業者	缶を製造する事業 者	審議会	産業構造

別表第四（第四条、第九条、第十条、第十五条関係）

一 高炉によ る製鉄業及 び製鋼・製 鋼圧延業	スラグ	年間の粗鋼又は銑鐵の生 産量が三千トン以上あ ること。	審議会	産業構造
二 電気業	石炭灰	年間の電力の供給量が一 億二千万キロワット時以 上であること。	審議会	産業構造
三 建設業	土砂、コン クリートの 塊、アスフ ルト・コ ンクリート の塊又は木	年間の建設工事の施工金 額が五十億円以上ある こと。	中央建設 業審議会	産業構造

再生資源の利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

再生資源の利用の促進に関する法律の施行期日は、平成三年十月二十五日とする。

3. 再生資源の利用の促進に関する基本方針

通商産業省、建設省、
農林水産省、大蔵省、
厚生省、運輸省、環境庁
告示

再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第三条第一項の規定に基づき、再生資源の利用の促進に関する基本方針を次のように定めたので公表する。

平成三年十月二十五日

再生資源の利用の促進に関する基本方針

主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国においては、近年の国民経済の発展に伴う生産及び消費の拡大、国民のライフスタイルの変化等を背景に、再生資源の発生量が増加し、その相当部分が利用されずに廃棄されている。また、廃棄物等による環境への負荷の増大が、将来の発展の基盤である環境を損なうおそれについて広く認識されつつある。

このような状況にかんがみ、有限な資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、事業者、建設工事の発注者、消費者、国及び地方公共団体のそれぞれが応分の社会的責任を分担しつつ、相互の幅広い協力体制の下で、業種又は製品若しくは副産物の種類ごとに、具体的かつきめ細かな対策を推進し、もって国民経済の健全な発展に寄与することが不可欠である。

本基本方針は、このような認識の下に、再生資源の利用を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるものである。

一 再生資源の利用の目標

1. 当事者ごとの目標

再生資源の利用は、事業者、建設工事の発注者、消費者、国及び地方公共団体がそれぞれの立場から相互に協力しつつ、次のように推進するものとする。その際、

事業者は、再生資源の利用に係る各過程において、関連法令を遵守し、環境の汚染を引き起こさないよう十分配慮し、環境の保全が一層図られるよう努めることとする。

- (1) 事業者は、消費者に対する必要な情報提供、普及・啓発、技術開発等を通じて再生資源を用いた製品の需要を拡大するよう努めるとともに、再生資源の利用の促進が廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資することにかんがみ、その事業活動において再生資源を原材料として一層利用し、再生資源を用いた製品の供給を拡大するよう努めること。また、製品の製造、加工、修理若しくは販売又はエネルギーの供給に伴う副産物については、技術開発、規格の統一等を通じてその用途の拡大に努めるとともに、用途に応じた規格・仕様への加工等を通じて、その利用を促進すること。
- (2) 建設業に属する事業を行う者（以下「建設工事事業者」という。）は、工作物に要求される機能を確保し、再生資源の利用に努めること。また、副産物の分別、破碎等を当該工事現場において行うこと及び再資源化施設の立地状況等を勘案しつつ当該施設の活用を図ることにより、再生資源の利用の促進に努めること。その際、副産物の発生の抑制に資する施工方法又は資材の選択に努めること。
なお、再生資源の利用の促進を図るに当たっては、請負契約の内容を踏まえ、計画的かつ効率的に行うこと。
- (3) 建設工事において再生資源の利用を促進するためには、設計及び積算における建設工事の発注者（以下「発注者」という。）の役割が重要である。このため、発注者は、再生資源を資材として指定すること、副産物を再資源化施設に搬入するよう条件を付すこと等により再生資源の利用の促進に努めること。その際、設計において副産物の発生の抑制を図るよう努めること。また、これらの建設工事事業者に行わせる事項については、設計図書に明示すること。
- (4) 再生資源の利用の促進のためには、製品の設計の段階において対策を講じることが適当であることにかんがみ、事業者は、適切な材料、製品構造及び製法の選定に努めること。

(5) 事業者は、使用された製品の分別回収を促進するため、材質又は成分に関する表示を活用するとともに、その表示について消費者に対する普及・啓発等に努めること。

(6) 事業者は、再生資源の利用の促進に資する技術の開発に努めるとともに、必要な社内体制を整備すること。

(7) 消費者は、自らがリサイクル社会の構築に重要な役割を担っていることを十分認識し、再生資源を用いた製品の使用に努めるとともに、分別回収その他の取り組みに協力すること。

(8) 地域住民によるボランティア活動並びに再生資源の回収及び加工を行う事業者の活動が、再生資源の利用を促進するために重要な役割を果たしていることを踏まえ、国は、これらの活動が一層円滑に行われることとなるよう努めること。また、地方公共団体は、国の施策に準じて措置を講ずるよう努めること。

(9) 国は、再生資源の利用の促進のための施策を総合的かつ計画的に実施すること。その際、関係行政機関の連携を密にすること。国は、自ら再生資源を用いた製品の使用に努めることに加え、必要な資金の確保、建設工事等に係る基準の整備、再生資源の利用の促進の意義に関する知識の普及、科学技術の振興等に努めること。また、必要な調査統計の整備及び国民に対する情報の提供に努めること。

地方公共団体は、地域の実情に即し、国の施策に準じて、積極的に再生資源の利用を促進するよう努めること。

国及び地方公共団体は、再生資源の利用に当たり環境保全上留意すべき事項について、的確かつ具体的な情報を提供するよう努めること。

2. 再生資源の種類ごとの利用の目標

(1) 古紙

(略)

(2) ガラス容器に係る再生資源

(略)

(3) 自動車に係る再生資源

(略)

(4) 大型家電製品に係る再生資源

(略)

(5) 飲料用金属缶に係る再生資源

(略)

(6) プラスチック

(略)

(7) 鉄鋼スラグ

(略)

(8) 石炭灰

(略)

(9) 建設発生土

建設発生土は、宅地造成用材料、道路盛土材料、河川築堤材料等として利用されているが、今後更にその利用の拡大を図ることが必要である。このため、建設工事事業者及び発注者は、建設発生土をその性質に応じて適切な用途に利用するよう努めること。また、建設発生土の利用を促進するため、当該工事現場における建設発生土の性質等の情報を提供するとともに、他の建設工事において必要とされる土砂に関する情報を収集するよう努めること。

(10) コンクリート塊

コンクリート塊は、再生骨材等として利用されているが、今後更にその利用の拡大を図ることが必要である。このため、建設工事事業者及び発注者は、再生骨材等を路盤材料、裏込材、埋め戻し材料等として利用するよう努めること。また、コンクリート塊の利用を促進するため当該工事現場における分別及び破碎並びに再資源化施設の活用に努めること。

(11) アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊は、再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物として利用されているが、今後更にその利用の拡大を図ることが必要である。このため、建設工事事業者及び発注者は、再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物を舗装用材料等として利用するよう努めること。また、アスファルト・コンクリート塊の利用を促進するため当該工事現場における分別及び破碎並びに再資源化施設の活用に努めること。

(12) 建設発生木材

建設発生木材は、破碎され、製紙用又はボード用のチップとして利用されている。このため、建設工事事業者及び発注者は、建設発生木材の利用を促進するため当該工事現場における分別及び切断並びに再資源化施設の活用に努めること。

二 環境の保全に資するものとしての再生資源の利用の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

再生資源の利用を促進することは、経済活動における資源エネルギー投入量の節減、廃棄物の発生の抑制及び散乱の防止、環境汚染物質の発生の抑制等を通じて、全体として人間の活動に起因する環境への負荷を低減させ、経済社会活動を変革し、環境保全型社会を形成していく意義を有する。再生資源の利用の促進のためには、広範な国民の協力が必要であることにかんがみ、国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしての再生資源の利用の促進の意義に関する知識について、広く国民への普及・啓発を図ること。具体的には、教育、広報活動等を通じて、再生資源の利用の促進

が環境の保全に資することについて国民の理解を深めるとともに、その実施について国民の協力を求める。また、国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしての再生資源の利用の促進の意義に関し、国民への情報提供に努めること。

4. 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（法十条関係）

○建設省令第十九号

再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十条の規定に基づき、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を次のように定める。

建設大臣 大塚 雄司

平成三年十月二十五日

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

（この省令の趣旨）

第一条 この省令は、建設業に属する事業を行う者（以下「建設工事事業者」という。）の再生資源の利用を促進するため、再生資源の利用の促進に関する法律第十条の規定に基づき、再生資源の利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）別表第一の第一欄に掲げる土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊のうち建設工事に伴い副次的に得られたもの（以下それぞれ「建設発生土」、「コンクリート塊」及び「アスファルト・コンクリート塊」という。）について、建設工事事業者の建設工事に係る事業場（以下「工事現場」という。）での利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 再生骨材等 コンクリート塊若しくはアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材又は当該骨材に補足材料（骨材の品質を改善するために加える碎石、砂等をいう。以下同じ。）、セメント若しくは石灰を加え、混合したものをいう。
- 二 再生加熱アスファルト混合物 アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材又は当該骨材に補足材料若しくはアスファルトを加えたものを加熱し、混合したものを行う。

三 再生資源利用計画 建設工事に係る再生資源の利用に関する計画をいう。

(再生資源の利用の原則)

第三条 建設工事事業者は、請負契約の内容及び再生資源の利用に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況及び再資源化施設（建設工事に係る再生資源を利用するため必要な加工を行う施設をいう。）の立地状況等を勘案し、再生資源を建設資材として用いる建設工事を施工することにより、その利用を行うものとする。

(建設発生土の利用)

第四条 建設工事事業者は、建設発生土を利用する場合において、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、主として下欄に掲げる用途に利用するものとする。

- 2 前項の場合において、建設工事事業者は、建設発生土の品質等に関する技術的知見に基づき、建設工事の施工又は完成後の工作物（建築物を含む。以下同じ。）の機能に支障が生じないよう、適切な施工を行うものとする。
- 3 建設工事事業者は、建設発生土の利用に当たって、あらかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるものとする。

(コンクリート塊の利用)

第五条 建設工事事業者は、コンクリート塊を利用する場合において、再生骨材等として、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、主として下欄に掲げる用途に利用するものとする。

- 2 建設工事事業者は、建設工事の施工又は完成後の工作物の機能に支障が生じないときは、前項の規定にかかわらず、コンクリート塊を再生骨材等以外の建設資材として利用することができる。
- 3 前条第二項の規定は、コンクリート塊の利用について準用する。

(アスファルト・コンクリート塊の利用)

第六条 建設工事事業者は、アスファルト・コンクリート塊を利用する場合において、再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物として次に掲げる用途に利用するものとする。

- 一 再生骨材等として利用する場合にあっては、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、主として下欄に掲げる用途
 - 二 再生加熱アスファルト混合物として利用する場合にあっては、別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、下欄に掲げる用途
- 2 建設工事事業者は、建設工事の施工又は完成後の工作物の機能に支障が生じないときは、前項の規定にかかわらず、アスファルト・コンクリート塊を再生骨材等及び再生加

熱アスファルト混合物以外の建設資材として利用することができる。

3 第四条第二項の規定は、アスファルト・コンクリート塊の利用について準用する。

(再生資源の発生した工事現場での利用)

第七条 建設工事事業者は、適切な施工方法の選択、資材置場の確保及び施工機械（再生資源を建設資材として利用するために必要な加工を行う装置を含む。）の選定に配慮し、再生資源が発生した当該工事現場での利用に努めるものとする。

(再生資源利用計画の作成等)

第八条 発注者から直接建設工事を請負った建設工事事業者は、次の各号の一に該当する建設資材を搬入する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用計画を作成するものとする。

- 一 体積が千立方メートル以上である土砂
- 二 重量が五百トン以上である碎石
- 三 重量が二百トン以上である加熱アスファルト混合物

2 再生資源利用計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 前項各号に掲げる建設資材ごとの利用量
- 二 前号の利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量
- 三 前二号に掲げるもののほか再生資源の利用に関する事項

3 建設工事事業者は、建設工事の完成後速やかに、再生資源利用計画の実施状況を記録するものとする。

4 建設工事事業者は、再生資源利用計画及びその実施状況の記録について、当該建設工事の完成後一年間保存するものとする。

(管理体制の整備)

第九条 建設工事事業者は、再生資源利用計画の作成等再生資源の利用に関する事務を適切に行うため、工事現場において責任者を置く等管理体制の整備を行うものとする。

附 則

この省令は、再生資源の利用の促進に関する法律の施行の日（平成三年十月二十五日）から施行する。

別表第一（第四条関係）

第一種建設発生土（砂、礫及びこれらに準ずるもの）	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材
第二種建設発生土（砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの）	道路盛土材料 土木構造物の裏込材及び基礎材
第三種建設発生土（通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの）	道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 土木構造物の裏込材
第四種建設発生土（粘性土及びこれに準ずるもの（第三種建設発生土を除く。））	再生コンクリート砂 再生粒度調整碎石 再生セメント安定処理路盤材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料 水面埋立て用材料

別表第二（第五条関係）

再生クラッシャーラン	道路舗装及びその他舗装の下層 路盤材料
土木構造物の裏込材及び基礎材	建築物の基礎材
工作物の埋め戻し材料及び基礎材	建築物の基礎材
その他舗装の上層路盤材料	その他舗装の上層路盤材料
道路舗装及びその他舗装の路盤 材料	道路舗装及びその他舗装の路盤 材料

備考

- 一 この表において「その他舗装」とは、駐車場の舗装及び建築物等の敷地内の舗装をいう。
- 二 道路舗装を利用する場合においては、再生骨材等の強度、耐久性等の品質を特に確認のうえ利用するものとする。

別表第三（第六条関係）

再生クラッシャーラン	道路舗装及びその他舗装の下層路盤材料
	土木構造物の裏込材及び基礎材
建築物の基礎材	
再生粒度調整碎石	その他舗装の上層路盤材料
再生セメント安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材料
再生石灰安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材料
盤材料	

備考

この表において「その他舗装」とは、駐車場の舗装及び建築物等の敷地内の舗装をいう。

- 一 この表において「その他舗装」とは、駐車場の舗装及び建築物等の敷地内の舗装をいう。
- 二 道路舗装を利用する場合においては、再生骨材等の強度、耐久性等の品質を特に確認のうえ利用するものとする。

別表第四（第六条関係）

再生加熱アスファルト安定処理混合物	道路舗装及びその他舗装の上層路盤材料
表層基層用再生加熱アスファルト混合物	道路舗装及びその他舗装の基層用材料及び表層用材料

5. 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（法十八条関係）

○建設省令第二十号

再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十八条の規定に基づき、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を次のように定める。

平成三年十月二十五日

建設大臣 大塚 雄司

建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

（この省令の趣旨）

第一条 この省令は、建設業に属する事業を行う者（以下「建設工事事業者」という。）の指定副産物に係る再生資源の利用を促進するため、再生資源の利用の促進に関する法律第十八条の規定に基づき、再生資源の利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）別表第四の第二欄に掲げる土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊及び木材（以下それぞれ「建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」及び「建設発生木材」という。）について、建設工事事業者の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 再資源化施設 建設工事に係る再生資源を利用するため必要な加工を行う施設をいう。
- 二 再生資源利用促進計画 建設工事に関する指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する計画をいう。

（指定副産物に係る再生資源の利用の促進の原則）

第三条 建設工事事業者は、請負契約の内容及び指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況、再資源化施設

の立地状況等を勘案し、再資源化施設の活用を図ること等により、建設工事等における指定副産物に係る再生資源の利用を促進するものとする。

2 建設工事事業者は、指定副産物に係る再生資源の利用の促進に当たっては、生活環境の保全に支障が生じないよう努めるものとする。

(建設発生土の利用の促進)

第四条 建設工事事業者は、建設発生土を建設工事に係る事業場（以下「工事現場」という。）から搬出する場合において、第一号に掲げる情報の収集又は第二号に掲げる情報の提供を行うことにより、他の建設工事での利用を促進するものとする。

一 当該工事現場の周辺の建設工事で必要とされる建設発生土の量、性質、時期等に関する情報

二 当該工事現場から搬出する建設発生土の量、性質、時期等に関する情報

2 建設工事事業者は、前項第二号の建設発生土の性質に関する情報の提供を行うに当たっては、別表の上欄に掲げる区分を明らかにするよう努めるものとする。

第五条 建設工事事業者は、建設発生土の利用時期の調整を行うため、必要に応じて、建設発生土を保管する場所の確保に努めるものとする。

(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材の利用の促進)

第六条 建設工事事業者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材を工事現場から搬出する場合において、あらかじめ再資源化施設に関する受入れの条件を勘案し、指定副産物相互及び指定副産物と建設工事に伴い得られたその他の副産物との分別並びに指定副産物の破碎又は切断を行った上で、再資源化施設に搬出するものとする。

(再生資源利用促進計画の作成等)

第七条 発注者から直接建設工事を請負った建設工事事業者は、次の各号の一に該当する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用促進計画を作成するものとする。

一 体積が千立方メートル以上である建設発生土

二 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材であって、これらの重量の合計が二百トン以上であるもの

2 再生資源利用促進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 指定副産物の種類ごとの搬出量

- 二 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量
- 三 前二号に掲げるもののほか指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項
- 3 建設工事事業者は、建設工事の完成後速やかに、再生資源利用促進計画の実施状況を記録するものとする。
- 4 建設工事事業者は、再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録について、当該建設工事の完成後一年間保存するものとする。

(管理体制の整備)

第八条 建設工事事業者は、再生資源利用促進計画の作成等指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事務を適切に行うため、工事現場において責任者を置く等管理体制の整備を行うものとする。

附 則

この省令は、再生資源の利用の促進に関する法律の施行の日（平成三年十月二十五日）から施行する。

別表（第四条関係）

第四種建設発生土	第三種建設発生土	第一種建設発生土	第二種建設発生土	区分
粘性土及びこれに準ずるもの (第三種建設発生土を除く。)	通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの	砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの	砂、礫及びこれらに準ずるもの	性質